

## 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 会長、筆頭副会長、常務理事については、報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。

ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、報酬等は支給しない。

(2) 非常勤役員等（会長を除く。以下同じ）については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。

### (会長、筆頭副会長、常務理事の報酬等の算定方法)

第3条 会長、筆頭副会長、常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 通勤手当については、職員給与規定第7条の規定に準ずる額

(3) 会長、筆頭副会長、常務理事が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費日当、宿泊料）を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 会長、筆頭副会長、常務理事に対する報酬等の支給時期は、毎月1回会長の定める日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

ただし、特命事項を担当する理事については、毎月1回会長の定める日に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに会長、筆頭副会長、常務理事に就任した者及び特命事項を担当する理事には、その日から報酬を支給する。

2 会長、筆頭副会長、常務理事及び特命事項を担当する理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、会長、筆頭副会長、常務理事及び特命事項を担当する理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は、平成29年6月19日から施行する。

附則 この規程は、平成30年6月29日から施行する。

別表 1（会長、筆頭副会長、常務理事の報酬）

役職名	報酬の額
会長	月額300,000～500,000円
筆頭副会長	同上
常務理事	同上

別表 2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

区分	報酬の額
評議員会への出席	日額5,000円
上記のほか、法人業務のための出勤	日額5,000円

(2) 特命事項を担当する理事

区分	報酬の額
特命事項等のための出勤	月額50,000円～100,000円

(3) 理事

区分	報酬の額
理事会への出席	日額5,000円
上記のほか、法人業務のための出勤	日額5,000円

(4) 監事

区分	報酬の額
監事監査等への出席	日額5,000円
上記のほか、法人業務のための出勤	日額5,000円